

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（総務**省**・庁）

制 度 名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)の改正に伴う登録免許税の所要の措置		
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 80 条）		
要 望 の 内 容	<p>現在、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」。）の一部改正が検討されており、改正後も、税制面の取扱いについて、従来と差が生じることのないよう、所要の措置を講じる。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲5,200 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済及び産業の行き詰まりが深刻化する中で、我が国企業の生産性の向上と国際競争力の強化を通じた持続的な発展を図る。具体的には、我が国企業がグローバル競争下において、競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換を行うとともに、新興国市場の成長を取り込むためのグローバル展開を後押しし、その投資規模とスピードの両立を図ることを可能にする環境整備を行う。また、これらの積極投資・事業転換に先だって、既存で抱える不採算事業や低生産性分野からの脱却を図るため、必要な事業再編や産業再編を円滑化することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現下の日本経済は、世界金融危機に端を発した不況から緩やかに回復しつつあるものの、今後の日本経済を取り巻く環境は、人口減少等を勘案した内需の減退とアジアを中心とした新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではない。これらの事実から立ち向かい、我が国経済及び産業の行き詰まりからの打開を図るためには、これらの背景にある産業構造全体の問題や企業のビジネスモデルの陳腐化等を解消する必要がある。</p> <p>現在、上記の産業構造的な課題を解決するため、産活法の改正を検討しており、既存の産活法で規定する企業の事業構造変更を見直す可能性がある。これらの企業行動を政策的に支援する施策として、現行産活法に基づく企業再編・事業再編行為に伴う登録免許税の軽減措置についても引き続き必要不可欠であることから、本措置の適用対象計画について改正後も従来と差が生じることのないよう、所要の措置を講じる。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進																																	
	政策の達成目標	<p>産活法の計画認定に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、経営資源の有効活用に加え、異業種の連携などを促進することにより、企業の生産性の向上を図る。</p> <p>【目標】平成25年度に、企業の生産性を平成22年度より2%以上向上させる。</p> <p>○ ROE：平成22年度値+2%（事業再構築計画(3年以内)の終了時点における目標値）</p> <p>○ ROA：平成22年度値+2%（経営資源再活用計画(3年以内)の終了時点における目標値）</p> <p>注) ROE：自己資本当期純利益率、ROA：総資産経常利益率</p> <p>また、平成20年から続く資源価格の不安定化に対応するため、資源生産性の向上に取り組む。</p> <p>【目標】平成25年度に、エネルギー生産性又は炭素生産性を平成22年度よりそれぞれ以下のとおり向上させる。</p> <p>○ エネルギー生産性：平成22年度より+6%以上向上</p> <p>○ 炭素生産性：平成22年度より+7%以上向上</p> <p>注1) エネルギー生産性＝付加価値額／エネルギー使用量</p> <p>注2) 炭素生産性＝ 付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量</p>																																	
	租税特別措置の適用又は延長期間	現行制度は、平成24年3月31日まで適用																																	
	同上の期間中の達成目標	<p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し、生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、政策目標(ROE、ROA:平成22年度値+2%)を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実現することを目指す。</p>																																	
政策目標の達成状況	<p>○ ROE(自己資本当期純利益率)の実績(全省庁ベース)</p> <p>【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成20年度:1.6%</p> <p>○ ROA(総資産経常利益率)の実績(全省庁ベース)</p> <p>【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成20年度:2.5%</p> <p>* 平成20年度は、金融危機の影響により大幅に下落。</p>																																		
		<p>ROE、ROAの年度推移</p> <table border="1"> <caption>ROE、ROAの年度推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ROE (%)</th> <th>ROA (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成11年度</td><td>0.8%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>2.5%</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>0.1%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>1.8%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>2.9%</td><td>2.9%</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>3.8%</td><td>3.5%</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>5.7%</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>6.2%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>5.6%</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1.6%</td><td>2.5%</td></tr> </tbody> </table>	年度	ROE (%)	ROA (%)	平成11年度	0.8%	2.1%	平成12年度	2.5%	2.7%	平成13年度	0.1%	2.3%	平成14年度	1.8%	2.5%	平成15年度	2.9%	2.9%	平成16年度	3.8%	3.5%	平成17年度	5.7%	3.8%	平成18年度	6.2%	3.9%	平成19年度	5.6%	4.0%	平成20年度	1.6%	2.5%
年度	ROE (%)	ROA (%)																																	
平成11年度	0.8%	2.1%																																	
平成12年度	2.5%	2.7%																																	
平成13年度	0.1%	2.3%																																	
平成14年度	1.8%	2.5%																																	
平成15年度	2.9%	2.9%																																	
平成16年度	3.8%	3.5%																																	
平成17年度	5.7%	3.8%																																	
平成18年度	6.2%	3.9%																																	
平成19年度	5.6%	4.0%																																	
平成20年度	1.6%	2.5%																																	

有効性	要望の措置の適用見込み	現在検討中の産活法の一部改正後も、本措置の適用対象計画について従来と差が生じることのないよう手当することにより、法改正による適用見込み数に変化は生じないと考えられることから、従来制度と同様の適用数を見込む。																								
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、会社設立や増資等の取引に係るコスト(トランザクションコスト)を軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。																								
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ○ 資源需給構造変化対応設備等の特別償却 【地方税】 ○ 不動産取得税の軽減																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p> <p>なお、現在検討されている産活法改正においても、同様の要件を設定する予定である。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>過去の適用実績は、以下のとおり。(全省庁ベース)</p> <p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>912</td> <td>458</td> <td>994</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法務省「民事・訴訟・人事統計年報」より)</p> <p>※ 不動産登記については、例えば、1つの敷地内の土地や建物であっても、登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数は、それを反映している。</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	件数	72	67	57	26	21	18	24		18年度	19年度	20年度	件数	912	458	994
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																		
件数	72	67	57	26	21	18	24																			
	18年度	19年度	20年度																							
件数	912	458	994																							
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>登録免許税の軽減措置を講ずることにより、会社設立や増資等の取引に係るコスト(トランザクションコスト)を軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。</p> <p>平成15~20年度に産活法で認定した計画のうち、約9割が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、そのうち、約9割の計画が生産性向上の基準を達成している。</p>																									

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>現下の厳しい経済状況にかんがみ、引き続き、我が国の経営資源の効率的な活用を促進し、生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。 具体的には、産活法の認定計画であって、登録免許税の軽減措置を受けたすべての計画について、生産性向上基準を達成することを目標とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 15～20 年度に産活法で認定した計画のうち、約 9 割が登録免許税を活用（全省庁ベース）しており、そのうち、約 9 割の計画が生産性向上の基準を達成している。約 1 割の計画は未達であるが、業界構造の変化や景気悪化等による売上不振、資源価格・仕入価格の高騰、法制度改正、円高など外部要因によるものであり、外部環境の変化によるやむを得ない計画を除けば、目標を達成している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 11 年 10 月 創設 平成 12 年 4 月 税率引き下げ 平成 13 年 4 月 延長（2 年間）及び分割に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を延長 平成 15 年 4 月 延長（5 年間：平成 18 年以後 縮減） 平成 18 年 4 月 延長（2 年間）及び事業に必要な資産の譲受等に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を規定。 平成 20 年 5 月 延長（2 年間） 平成 21 年 4 月 延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成 22 年 4 月 延長（2 年間）及び資本の増加分に対しては、3,000 億円（減税額 10.5 億円）の上限を設定並びに認定中小企業承継事業再生計画に係る軽減措置については、認定期間中の雇用継続要件の設定及び旧会社の消滅を担保する方策の構築を条件に設定。</p>